知内町過疎地域持続的発展市町村計画

令和 3 年度～令和 7 年度

北海道上磯郡知内町

目次

1　基本的な事項.....1
（1）知内町の概況.....1
（2）人口及び産業の推移と動向.....3
（3）行財政の状況.....5
（4）地域の持続的発展の基本方針.....7
（5）地域の持続的発展のための基本目標.....8
（6）計画の達成状況の評価に関する事項.....8
（7）計画期間.....8
（8）公共施設等総合管理計画との整合.....8

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....10
（1）現況と問題点.....10
（2）その対策.....11
（3）計画.....11
（4）目標.....12
（5）公共施設等総合管理計画等との整合.....12

3　産業の振興.....12
（1）現況と問題点.....12
（2）その対策.....15
（3）計画.....17
（4）目標.....18
（5）産業振興促進事項.....19
（6）公共施設等総合管理計画等との整合.....20

4　地域における情報化.....21
（1）現況と問題点.....21
（2）その対策.....21
（3）計画.....21
（4）目標.....22
（5）公共施設等総合管理計画等との整合.....22

5　交通施設の整備、交通手段の確保 22
(1) 現況と問題点 22
(2) その対策 24
(3) 計画 25
(4) 目標 26
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 26

6　生活環境の整備 27
(1) 現況と問題点 27
(2) その対策 28
(3) 計画 29
(4) 目標 30
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 31

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 31
(1) 現況と問題点 31
(2) その対策 32
(3) 計画 33
(4) 目標 34
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 34

8　教育の振興 35
(1) 現況と問題点 35
(2) その対策 36
(3) 計画 37
(4) 目標 38
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 38

9　再生可能エネルギーの利用の推進 39
(1) 現況と問題点 39
(2) その対策 39
(3) 計画 40
(4) 目標 40
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 40

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分 41

知内町過疎地域持続的発展市町村計画

1　基本的な事項

(1) 知内町の概況

ア　自然的条件

知内町は、渡島半島の南端に位置し、津軽海峡を隔てて青森県下北半島を望み、北に木古内町、南に福島町、西には檜山管内の上ノ国町と境界を接しており、総面積196.75㎢で約81%が森林地帯で占められている。

北海道の南西に位置しており、比較的温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は9度前後、積雪は0.4～0.8m、年間降水量1,600mm程度となっている。

イ　歴史的条件

本町内では先史時代の遺跡が多数発見されており、特に2万年前の旧石器時代の土壙墓から発見された副葬品は重要文化財に指定されている。また、道内では比較的早いうちに和人が渡っており、中世には集落を形成していた。松前藩領時代には鮭や鷹が産物として価値が高く、知内の地名はアイヌ語の「チリ・オチ（鳥・居る所)」が由来とされ、その鳥は鷹であるといわれている。

ウ　社会的条件

本町を取り巻く社会的条件として、平成2年に開業したJR津軽海峡線知内駅は北海道新幹線の開業準備に伴い平成26年3月に廃止となり、北海道の中核市である函館市を起点とする国道228号線が唯一の交通網となっていたが、令和4年3月に「函館・江差自動車道」（北斗茂辺地IC-木古内IC間）が開通することで、交通アクセスは飛躍的に向上することが見込まれている。

エ　経済的諸条件

本町では、豊かな資源や自然の恵みを活用して、農林水産業が主産業となっているほか、木材製造業や食品加工業、電力供給事業など多様な産業についても地域特性を活かし、地域の維持・発展に向けて事業展開している。

また、北海道では再生可能エネルギーのポテンシャルは十分に高い評価を受けているが、域内需要や送電網に課題があるため、本州と北海道側を結ぶ送電網の増強に向けて 2019 年に新北本連系が運用開始となり、地域間連携線の増強が図られた。今後は、更なる増強に向けて新々北本連系設備が整備されることで、地域にもたらす経済への波及や地域の新たな強みとして期待が寄せられる。

オ　過疎の状況

本町の人口は、第 1 回の国勢調査が行われた大正 9（1920）年には、4,833 人でその後、順調に増加してきたが、戦後は高度成長期を迎え、昭和 30（1955）年の 9,735 人をピークに都市流出等が相次ぎ、減少に転じている。その後、昭和 52（1977）年の食品加工工場の立地や昭和 59（1984）年の北海道電力知内発電所の進出に伴い、一時的に人口増加はしたものの、現在は減少傾向が続いている。

また、65 歳以上の人口割合 50%以上を占める地区、いわゆる「限界集落」については、これまで小谷石地区だけであったものの、2021 年 4 月末現在で涌元地区が 65 歳以上の人口割合が 52.2%となり、新たな限界集落地区となった。今後、ますます高齢化が進み、新たな限界集落地区が増加することが見込まれる。

そのため、本町では、これまで「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」に基づき、地域特性を活かした「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「移住・定住の促進」や「産業の活性化」、「子育て環境の向上」、「関係人口や交流人口の拡大」、「就労人口の維持・拡大」など、様々な観点の「地方創生」に向けた取組を展開してきた。

取組により人口減少のスピードの抑制は図られてはいるものの、歯止めをかけるまでには至っていない状況である。

また、令和 2（2020）年 2 月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や後継者不足による地域産業の衰退、景気低下による公共工事の減少、更には交付税の減収等による公共サービスの低下などの課題も顕著化しつつある。

そのため、本町が目指す「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」の実現に向けて、人口減少・少子高齢化という最大の課題を悲観しすぎることなく、新たな時代に向けた地域の成長への挑戦の好機と捉え、持続可能なまちづくりに向けた展開を図る必要がある。

カ　産業構造の変化

本町は、農林水産業が基幹産業となっているが、社会・経済情勢の変化などから、第 3 次産業の占める割合が高くなっている傾向がある。

町の基幹産業を基軸としながら、各産業における特色を活かしつつ、地域産業の維持・発展に向けた取組が必要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町は、農林水産業が基幹産業となっているが、産業別就業者状況について、平成 22 年と平成 27 年の国勢調査の結果を比較してみると、平成 22 年は第 1 次産業 674 人(27.0%)、第 2 次産業 705 人（28.3%)、第 3 次産業 1,111 人（44.6%）に対して、平成 27 年では第 1 次産業 636 人（26.1%)、第 2 次産業 698 人（28.6%)、第 3 次産業 1,107 人(45.3%)となっており、各産業ともに就業者数は減少傾向となっている。

次に、年齢 3 区分における人口割合について、平成 22 年と平成 27 年の国勢調査の結果を比較してみると、平成 22 年の年少人口は 636 人（12.3%)、生産年齢人口は 2,936 人（56.8%)、老年人口は 1,592 人（30.8%）に対して、平成 27 年での年少人口は 508 人（10.9%)、生産年齢人口は 2,553 人（54.9%)、老年人口は 1,592 人（34.2%）となり、年少人口と生産年齢人口はそれぞれ減少となっている一方で、老年人口は 3.4%の増加となっているため、少子高齢化が進行していることがわかる。

表 1－1(1)　人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 8,860	人 6,980	% △21.2	人 6,383	% △9.3	人 5,447	% △14.6	人 4,653	% △14.5
0 歳～14 歳	3,802	2,010	△47.1	1,420	△29.3	751	△47.1	508	△32.3
15 歳～64 歳	4,674	4,309	△7.8	4,065	△5.6	3,242	△20.2	2,553	△21.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	1,857	1,482	△20.1	1,021	△31.1	654	△35.9	493	△24.6
65 歳以上 (b)	384	661	72.1	898	35.8	1,454	61.9	1,592	9.4
(a)/総数 若年者比率	% 21.0	% 21.2	－	% 16.0	－	% 12.0	－	% 10.6	－
(b)/総数 高齢者比率	% 4.3	% 9.5	－	% 14.1	－	% 26.7	－	% 34.2	－

表１－１(2)　人口の見通し

人口の推移（国勢調査）

単位：人

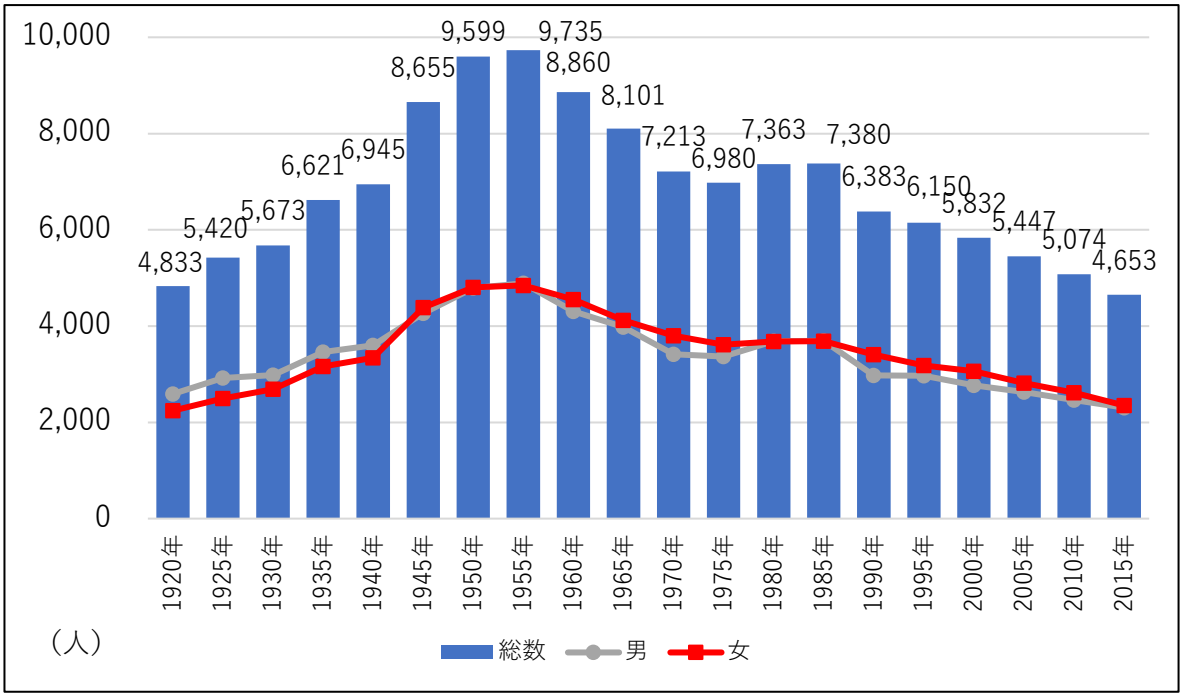

人口の見通し（2015 年までは国勢調査、2020 年以降は社人研の数値より作成）

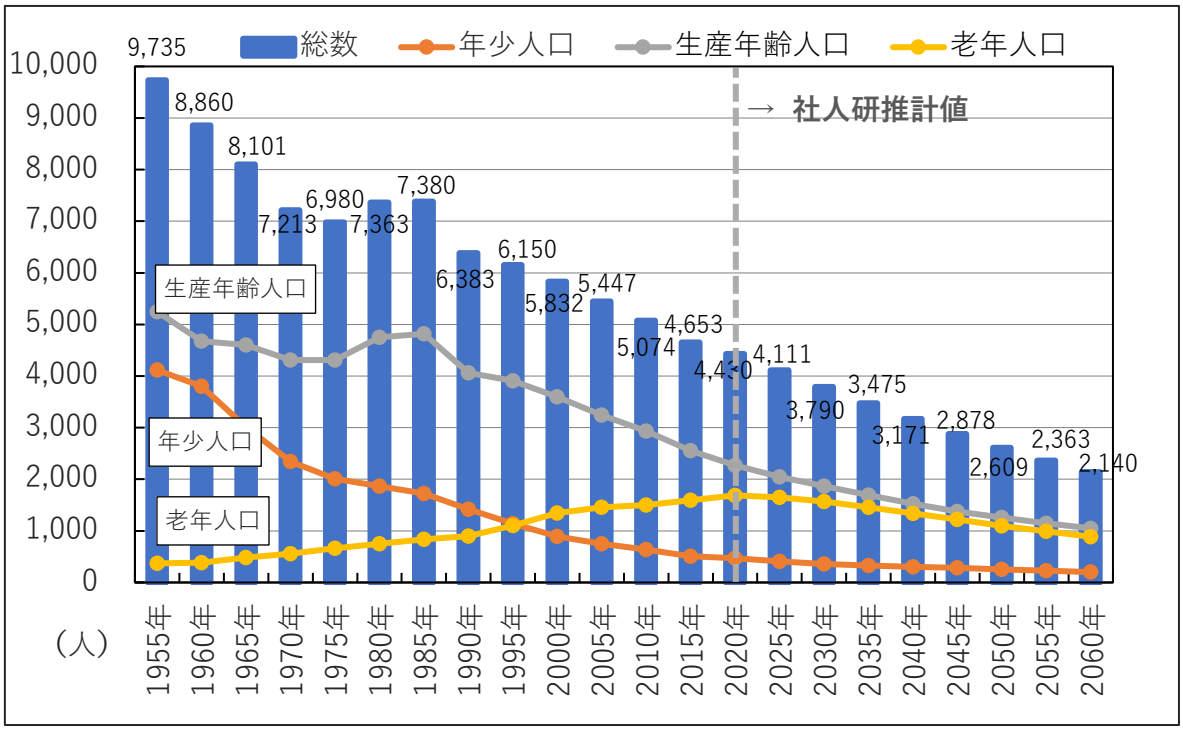

産業別人口の動向　　単位：人

区　分	区　　分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
1 次 産業	農業・林業	474	488	506	499
	漁業	190	185	168	137
2 次 産業	鉱業	18	4	3	3
	建設業	521	410	354	390
	製造業	428	393	348	305
3 次 産業	電気ガス等	88	73	94	155
	情報通信業・運輸業	133	66	86	49
	卸売業・小売業・飲食店業	806	845	773	751
	金融保険業	25	20	16	16
	不動産業	5	3	11	9
	公務	119	121	118	108
	分類不能	2	7	13	19
合　　計		2,809	2,615	2,490	2,441

(3) 行財政の状況

本町の財政運営は、平成 26 年度以降、実質単年度収支が 6 期連続の赤字になるなど、歳出超過の傾向が続いており、今後も人口減少の進行による交付税の減少や昭和 50 年代から平成の前半にかけて整備された公共施設の大規模改修や建替え時期を迎えつつあることなど、今後ますます厳しい状況になることが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、本町では、中期的な行財政の改善を多角的に推進するため、令和 2 年策定の「知内町行財政改善計画」により行政事務におけるコスト縮減や機構の見直しによる組織のスリム化と人件費の抑制を行うほか、各種事業の再編等を積極的に進め、持続可能な行財政の強い基盤を構築する必要がある。

表１－２(1)　市町村財政の状況　　単位：千円

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳　入　総　額　A	4,239,999	4,520,078	4,942,217
一　般　財　源	2,997,433	2,742,103	2,573,740
国　庫　支　出　金	395,717	322,373	349,745
都道府県支出金	212,690	184,939	265,939
地　　方　　債	341,642	465,691	628,555
うち過疎対策事業債	84,700	177,000	497,700
そ　　の　　他	292,517	804,972	1,124,238
歳　出　総　額　B	4,142,479	4,502,780	4,849,489
義　務　的　経　費	1,800,167	1,786,777	1,746,350
投　資　的　経　費	560,579	693,324	1,256,669
うち普通建設事業	560,579	646,988	1,226,387
そ　　の　　他	1,781,733	2,022,679	1,846,470
過疎対策事業費	855,653	549,852	1,103,256
歳入歳出差引額　C（A－B）	97,520	17,298	92,728
翌年度へ繰越すべき財源　D	18,313	2,760	0
実質収支　C－D	79,207	5,833	92,728
財　政　力　指　数	0.26	0.24	0.28
公　債　費　負　担　比　率	20.7	21.4	20.1
実　質　公　債　費　比　率	19.1	13.0	13.0
起　債　制　限　比　率	－	－	－
経　常　収　支　比　率	75.4		86.5
将　来　負　担　比　率	－	－	－
地　方　債　現　在　高	5,902,162	4,986,641	4,581,989

表１－２(2)　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市　町　村　道					
改　良　率　（%）	38.7	67.6	72.0	77.0	77.7
舗　装　率　（%）	28.7	57.2	65.1	69.2	69.3
農　　道					
延　　長　（m）	2,970	10,934	21,868	31,368	31,368
耕地 1 ha 当たり農道延長（m）	1.7	7.1	14.2	20.4	20.4
林　　道					
延　　長　（m）	9,804	18,730	28.807	28,807	29,898
林野 1 ha 当たり林道延長（m）	1.8	2.6	2.6	2.6	4.3
水　道　普　及　率　（%）	97.4	98.2	98.9	99.3	99.7
水　洗　化　率　（%）	3.53	6.41	59.3	59.4	72.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数　（床）	2.6	3.0	3.3	3.9	0.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に至るまで、これまで約 50 年にわたり特別措置が講じられてきた。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、公共交通などのインフラ不足など、依然厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和 3 年 4 月に過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）（以下（過疎法）という。」が施行された。

これを受け北海道では、「本道の強みを生かし、安全・安心な暮らしの確保と多様な主体の参画による個性豊かで活力に満ちた、持続可能な地域社会の構築」の実現に向けて各種取組を展開するところである。

一方、本町では、これまで町民の安心・安全な暮らしの確保や地域産業の維持・発展に向けた過疎対策の推進を図り、地域が抱える課題解決に向けて取組を進めてきたが、人口減少の進行や少子高齢化、地域産業の衰退、地域コミュニティの低下など、様々な課題が深刻化している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は今もなお収束の見通しがたっていないこともあり、緊急事態宣言の発令や不要不急の外出禁止、テレワークの推進などにより、町民の

暮らしや働き方は大きく変化するとともに、飲食業や宿泊業、観光業を中心に幅広い業種・地域で大きな影響を受けている。

このため、今後も引き続き過疎対策を講ずるとともに、子どもや女性、高齢者、障がい者など、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりや「アフターコロナ」・「with コロナ」に対応した地域づくり、新たな時代の到来（Society5.0）に向けた未来技術の推進など、地域経済の好循環を図りつつ、SDG s（Sustainable Development Goals）の理念も踏まえながら、レジリエントな地域社会の形成をより一層推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針に基づき、以下の目標を掲げる。

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人口（人）（4.1 現在）	4,116 人	－	－	－	4,246 人
暮らし満足度（%）	－	－	－	－	80%
生産年齢人口（人）	2,112 人	－	－	－	2,000 人以上
出生数（人/年）	15 人	－	－	－	15 人以上/年
財政調整基金の増加	－	－	－	－	黒字化

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、目標ごとに数値を確認するため、産学官金言などで構成する「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証評価委員会」を開催して　PDCA サイクルを通じて毎年度評価を行い、必要に応じて見直しを実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町における公共施設等の管理については、「知内町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に行う。そのため、その考え方については以下のとおりとする。

①点検・診断等の実施方針

・継続的に利用していく施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検、診断を実施する。

・点検や診断などで得られたデータは、情報化・履歴情報として集積・蓄積し、個別施設情報として全庁で共有できるようにする。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・これまでの「対処療法型」の維持管理から「予防保全型」へと転換し、計画的な保全により維持管理コスト等の縮減を図る。

・計画に基づき施設調査、施設評価を行い、施設の重要度・位置づけを考慮し、維持管理・導入について検討を行う。

・更新時においては、PPP/PFI 事業などの官民連携による民間資金、ノウハウの活用・導入について検討を行う。

・施設を更新する際は、再生可能エネルギー導入などの省エネルギー化を行うなど、維持管理費の削減につながる仕様の積極的導入について検討を行う。

・新たに必要となる施設については、その重要性・波及効果などについて慎重に検討・評価し、既存施設とのバランスを考慮し適正配置に努める。

③安全確保の実施方針

・点検・診断等によって危険性が認められた施設や老朽化等により供用停止または利用の見込みがない施設については、安全確保のための対策を講じる。特に避難に配慮を必要とする施設や不特定多数の人が利用する施設は優先的に対応する。

・放置されている施設については、侵入防止などの応急処置を行い、早期の除却に努める。

④耐震化の実施方針

・耐震性が十分に確保されていない施設については計画的に耐震化を進める。

⑤長寿命化の実施方針

・将来にわたり長く利用していく施設については、これまで対症療法的な維持管理から計画的な維持管理による施設の長寿命化を行うことでライフサイクルコストの縮減に努める。

・大規模改修や更新の時期が重なることで過度な財政負担が生じないよう、長寿命化を図るなど計画的に事業を実施し、財政負担の平準化を図る。

⑥統合や廃止による推進方針

・将来の人口動向や人口構造の変化、需要の変化を踏まえ、施設の集約化や複合化、廃止、用途変更などによる施設総量の適正化や施設の適正配置を図る。

・施設量を維持する「施設重視」から「機能重視」への転換を図り、施設量の縮減を進める一方で、機能の集約化・複合化を図ることで、行政サービス及び利便性の向

上に努める。

・相互の財産を有効に利用するなど、「フルセット型」から「ネットワーク型」への転換を図り、広域連携、公民連携について可能性を検討・推進する。

・施設の更新や廃止によって生じた利用しない施設や跡地については、売却等による財源の確保を努めるとともに、まちづくりに資する有効活用方法について検討する。

・「施設の統廃合」にあたっては、施設の利用状況、建物性能、管理運営コストなどの多面的な評価に基づき、検討を実施する。また、施設分類毎の基本的な方針は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

以上のことを踏まえ、本計画においても公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は、昭和 30（1955）年の 9,735 人をピークに若者等の都市流出等が相次ぎ、減少傾向に転じている。

近年では、社会・経済情勢の変化や晩婚化により出生数が著しく減少し、「涌元小学校」と「湯ノ里小学校」を「知内小学校」への統合に向けた議論の加速化や生産年齢人口の減少による地域産業の衰退など、人口減少に伴う様々な課題が深刻化している。

また、各地で今もなお蔓延している新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ますます人口減少や少子化が進行していくことが見込まれていることから、女性や高齢者、障

がい者、異業種、外国人技能実習生など、多様な人材が活躍できる環境の整備や首都圏等に向けた効果的な情報発信により町の魅力度の向上を図り、本町への移住促進に向け地域一体的な取組により人口減少抑制対策を展開する必要がある。

また、近年では、大型生活用品店やスーパーマーケット、高齢者グループホームなどの新たな企業進出により、町民の生活利便性は大きく向上が図られた。今後は「函館・江差自動車道」北斗茂辺地 IC-木古内 IC 間が開通することで、函館市をはじめとする近隣市町までの交通アクセスが飛躍的に向上し、更なる生活利便性の向上が図られることとなるが、地域外消費の拡大や人口流出の拡大が懸念されるところである。

(2) その対策

①子どもから女性、高齢者、障がい者など一人ひとりが豊かに安心して健康に住み続けるまちづくりの推進を図る。

②首都圏等に向けて町の魅力を多様な方法により情報発信を行う。

③首都圏等から UIJ ターンの促進を図る。

④近隣町と連携を図り、効果的な移住施策を推進する。

⑤知内高等学校生徒の地元就職率の向上に向けた取組を推進する。

⑥町や関係機関、教育機関等と連携を図り、関係人口の構築を図る。

⑦新たな担い手の確保に向けた取組を推進する。

⑧オンライン移住相談会などを開催する。

⑨外国人技能実習制度の推進を図る。

⑩農福連携の推進を図る。

⑪新たな企業進出に向けて誘致を図る。

⑫地域おこし協力隊の受入について推進を図る。

⑬しりうち地域産業担い手センターの有効活用を図るとともに、施設の適切な維持管理を図る。

(3)計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	地域産業担い手対策事業	知内町	

(4) 目標

「人口減少」の効果的な抑制に向け、首都圏等からの移住促進や知内高等学校生徒の地元就職率の向上、更には多様な人材の確保に向けた取組の推進を図り、持続可能なまちづくりの促進を図る。

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

3　産業の振興

(1) 現況と問題点

ア　農業

本町は、知内川などの河川流域と海岸流域に平地が拓け、肥沃な農地が広がっている。その肥沃な農地を活用して、北海道一の産地を誇る「北の華」ブランドで有名なニラ、ホウレンソウやトマトなどの施設園芸作物を主体に稲作や畑作などの複合経営が中心となっている。近年では、国営知内地区総合かんがい排水事業等の土地基盤の整備による優良農地の造成や知内ニラ共同調整包装施設の施設改修、農地・農産物の集約化を進めてきたほか、国や北海道の支援などにより農業所得の安定化に向けた取組を推進してきたところである。

また、経営管理能力の向上や更なる経営発展に向けて農家の法人化も進み、効率的な耕作や遊休農地の活用などが図られつつある状況であるが、依然として経営者の高齢

化とともに後継者や担い手不足が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本町の地域特性や温暖な気候を活かしつつ、生産組織・団体の自主的な取組を支援しつつ、関係機関との連携をより一層強化し、魅力ある農村環境づくりに向け、担い手の確保や農業用施設の適切な維持管理を図るとともに、更なる農業経営の展開や省力化に向けた先進機器等の導入、外国人技能実習制度を活用した新たな人材の活躍を図る必要がある。

イ　林業

本町の総面積（196.75 ㎢）の約 81%を占める森林は、スギやトドマツなどの人工林や天然林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに、二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するなど重要な役割を果たしており、地域住民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

しかし、これまで木材などの林産物の供給を通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来たすことが懸念されている。

このため、限りある森林資源を将来にわたり持続的・安定的に供給するために、計画的な伐採と造林、林道などの森林整備を推進するとともに、林道などの基盤整備の推進や高性能林業機械等の導入や林業担い手の確保・育成に向けた取組、雇用の場の創出などの推進を図る必要がある。

また、森林整備により産出された間伐材などの未利用材の有効活用やカーボンニュートラルの取組に向けて、これまで公共施設に導入してきた木質バイオマスエネルギーの活用を継続する必要がある。

ウ　水産業

本町の水産業は、津軽海峡に面した豊かな漁場において、コンブやホタテ、カキ、ウニ等の養殖漁業のほか、定置網漁業や採介藻漁業を主体とした沿岸漁業を営んできたものの、近年の海洋環境の変化や魚価の低迷などにより漁家経営の悪化が続いている。

このため、経営安定化に向けて漁礁や増殖礁設置による漁場造成や養殖係留施設整備による養殖漁場の機能維持、人工種苗中間育成施設やウニ人工種苗生産施設の整備等を行い、これまでの回遊資源を主体とした漁船漁業「獲る漁業」から、限りある水産資源を守り育てる資源管理型の栽培漁業や養殖事業「育てる漁業」へと大きく転換してきた。

育てる漁業の維持発展に向けては、養殖施設の整備や藻場造成による沿岸資源の増大を進める取組を推進する必要があるほか、養殖漁業の主力となっている「海峡育ち知

内かき」では、付加価値の高い剥き身加工において省力化を図る検討を進める必要がある。

併せて、漁業就労者数が他産業と比較して大きく減少しているとともに、多くの経営体において高齢化が進み、後継者確保に至っていない状況にあることから、各地区における漁業生産活動を維持するためにも、共同事業化の促進とともに後継者と担い手確保対策を推進する必要がある。

また、漁業系副産物や廃棄物については、適正処理のみならず二次利用による有価物化に向けた対策を進める必要がある。

エ　商工業

本町の商業は、消費者ニーズの多様化や近隣市の大型店舗や大規模量販店からの購入による地域外消費の拡大、更には人口減少・少子高齢化に伴う地域内消費の縮小により、町内商業者を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、近年では、買い物弱者向けの移動販売車の充実化や町内に新たに企業進出した大型生活用品店やスーパーマーケット、更にはインターネットによる購買が主流となってきたことで、町民の生活利便性は向上しつつある。

しかし、第一次産業と同様に商業に関しても経営者の高齢化が進行していることや地域外消費の拡大により事業所得が減少していることから、域内消費活動の活性化とともに後継者対策や第三者への事業継承に向けた取組を進めつつ、持続可能な地域商工業の確保に向けた取組を知内商工会と連携を図りながら進める必要がある。

本町の工業については、建設業や製造業など多様な産業が存在し、地域の経済活動や雇用の創出、地域の活性化に大きな役割を担っているが、経済不況による公共工事の縮減や消費者ニーズの多様化、社会情勢の変化、労働者不足による事業の縮小などにより依然として厳しい状況である。

今後も急速な経済回復は見込みにくいことから、生産コストの見直しを図るなどにより経営基盤の強化を図るとともに、労働環境の向上や多様な人材の確保を図る必要がある。

オ　観光

本町の観光は、開湯 800 年の歴史をもつ知内温泉をはじめとする、地域食材をふんだんに使った民宿等での「宿泊観光」や松前矢越道立自然公園での釣りやキャンプ、観光遊覧船でのクルージングなどの「アウトドア観光」、町の特産品「カキ」や「ニラ」を使った食のイベントや飲食店等での提供による「食の観光」、各種文化・スポーツ合宿の積極的な受入の推進による「スポーツ観光」が盛んである。

また、北海道新幹線の運行や今後開通が見込まれる「函館・江差自動車道」（北斗茂辺地 IC～木古内 IC）などにより、交通アクセスが飛躍的に向上し、都市部からの交流人口や関係人口の拡大が期待されている。

このような状況下のなか、観光で「稼ぐ力」を引き出し、観光地域づくりの舵取り役として平成 30 年に「一般社団法人しりうち観光推進機構」が設立されたが、事業運営の体制づくりに向けた課題や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不要不急の外出の自粛や制限などにより、効果的な事業展開が実施できていない状況がある。

そのため、一般社団法人しりうち観光推進機構の体制づくりの強化に向けた取組の推進を図るとともに、関係機関や団体とより一層の連携やアフターコロナに向けた新たな観光・イベントの新たな“しりうちスタイル”を構築し、ＳＮＳ等を積極的に活用した情報発信や体験型観光の強化などを推進するほか、町内の飲食店や宿泊施設においても、アフターコロナに向けた施設改修などニーズの変化に対応しつつ、更なる観光振興を図る必要がある。

(2) その対策

ア　農業

①新規就労・就業者や地域おこし協力隊、障がい者、女性、高齢者など、新たな担い手確保に向けた取組を推進する。

②農業農村整備事業等の促進を図る。

③鳥獣被害防止対策の推進を図る。

④生産団体・組織が整備する共選施設等の運営を支援する。

⑤スマートアグリに向けた取組の推進を図る。

⑥知内ダムや農業用基幹水利施設の適正な維持管理を図る。

⑦用水路、排水施設等の農業水利施設の適正な維持管理を図る。

⑧外国人技能実習生制度の有効活用を図る。

⑨高収益作物やブランド化の推進により農家所得の安定化を図る。

⑩国営土地改良事業に係る負担軽減対策に向けた取組の推進を図る。

⑪効率的な農作業の確立を図るため、農地集約化や土地利用の合理化に向けた取組を推進する。

⑫新たな土地適応作物の推進を図る。

⑬生産組織や農業法人の組織・経営強化に向けた取組を推進する。

⑭休農地や荒廃地などを整地して新たな優良農地としての活用を促進する。

⑮農作業の省力化に向けた高性能機器等の導入の促進を図る。

イ　林業

①計画的な伐採や造林、林道などの森林整備の推進を図る。

②林業施業の効率化に向けて高性能林業機械等の導入の促進を図る。

③新たな担い手の確保・育成に向けた取組を推進する。

④地域材の有効利用の促進を図る。

⑤間伐材や未利用材を活用した木質バイオマスエネルギーの利活用を図る。

⑥高付加価値化や低コスト化による木材産業の競争力強化に向けた取組を推進する。

⑦エゾシカによる森林被害等の軽減を図るため、防止対策を担う人材の育成とともに総合的な対策を推進する。

ウ　水産業

①限りある水産資源の増大に向けて、藻場造成や養殖事業、放流事業等の推進を図る。

②カキをはじめとする水産資源のブランド化や省力化等に向けた取組の推進を図る。

③密漁防止の強化に向けた機器の整備や取組の強化を図る。

④漁礁や増殖礁設置による漁場造成や養殖係留施設整備による養殖漁場の機能維持を図る。

⑤共同事業化の促進とともに後継者と担い手確保対策の推進を図る。

⑥漁業系副産物や廃棄物の二次利用促進に向けた取組の推進を図る。

⑦近年の海洋環境の変化に対応するため、漁場環境データの収集や調査を進め、必要な対策の検討を図る。

エ　商工業

①企業誘致の促進を図り、新たな雇用の創出や雇用の場の確保を図る。

②地域活性化や地域内消費の拡大に向け、地域企業との連携や PR 活動の展開を図る。

③後継者対策や第 3 者継承に向けた取組の推進を図る。

④キャッシュレスやデジタル化に向けた取組の推進を図る。

⑤経営基盤の強化を図るとともに労働環境の向上や多様な人材確保の推進を図る。

オ　観光

①地域資源の魅力を最大限活用して、交流人口や関係人口の拡大を図る。

②既存観光施設の適切な維持・管理を図る。

③SNS や HP など多様な媒体を活用して情報を広く発信する。

④観光の舵取り役「一般社団法人しりうち観光推進機構」や各種団体の体制づくりの強化を図り、新たな体験型観光の構築や観光プロモーションなどの取組の推進を図る。

⑤飲食店や宿泊施設におけるアフターコロナに向けた取組の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
２産業の振興	(1)基盤整備 農業	道営農地保全整備事業 （第3元町地区）	北海道	
		知内ダム情報通信環境整備対策事業	知内町	
	林業	町有林整備事業	知内町	
	水産業	水産生産基盤整備事業 （中ノ川漁港天蓋施設設置工事）	北海道	
		流通機能改善事業	上磯郡 漁業協同組合	
		地域水産物供給基盤整備事業 北海道津軽海峡地区 知内小谷石魚礁設置事業	北海道	
		地域水産物供給基盤整備事業 北海道津軽海峡地区知内涌元魚礁設置事業	北海道	
		地域水産物供給基盤整備事業 ミズダコ産卵礁整備事業	北海道	
		漁業無線機器更新事業	上磯郡 漁業協同組合	
		新技術強化型係留環設置事業	上磯郡 漁業協同組合	
		ウニ養殖籠新技術軽労化対策事業	上磯郡 漁業協同組合	
	(2)漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 知内漁港 （小谷石地区）機能強化工事	北海道	
		水産物供給基盤機能保全事業 知内漁港 （小谷石地区）浚渫工事	北海道	

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(4)地場産業の振興 生産施設	養殖漁場整備事業	上磯郡 漁業協同組合	
		漁場・養殖場環境管理施設整備	上磯郡 漁業協同組合	
		知内町水産種苗育成センター改修事業	知内町	
	加工施設	海水取水装置更新事業（荷捌所等ポンプ更新）	上磯郡 漁業協同組合	
		水産物加工処理施設冷凍設備機能改善事業	上磯郡 漁業協同組合	
		製氷施設更新事業	上磯郡 漁業協同組合	
		水産物鮮度保持施設整備事業 （シャーベットアイス製造システム整備）	上磯郡 漁業協同組合	
	(9)観光又はレクリエーション	観光施設の活用推進事業（こもれび温泉）	知内町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	基幹水利施設管理事業 （知内ダム維持管理）	知内町	
		ニラ共同調整包装施設利用助成事業	知内町 ニラ生産組合	
		森林整備対策事業	知内町	
	企業誘致	買い物利便性向上対策事業	知内町	
	(11)その他	残滓減量化施設整備事業	知内町	

(4) 目標

ア　農業

農業生産の維持・拡大に向けて、農地の合理化や生産組織の強化・育成、新たな人材の確保を図り、魅力ある農村環境づくりを推進する。

イ　林業

森林整備や林道整備を図るとともに、森林施業の効率化に向けた高性能林業機械等の導入促進や担い手の確保・育成を進め、持続可能な森林・林業体系づくりを推進する。

ウ　水産業

水産資源の増大に向けた取組とともに、水産加工における省力化や後継者・担い手確保対策を進め、持続可能な漁業体系づくりを推進する。

エ　商工業

地域企業や商工会と連携を図り、地域内消費の拡大や事業継続に向けた取組を進め、持続可能な商工業づくりを推進する。

オ　観光

アフターコロナに向けた新たな観光スタイルを構築し、ＳＮＳ等を積極的に活用した情報発信や体験型観光の強化などを進め、魅力ある観光地域づくりを推進する。

(5) 産業振興促進事項

(ⅰ)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備　　考
町内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和３年４月１日～令和８年３月３１日	

(ⅱ)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

＜税制適用の促進＞

機械設備等の更新取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知や利用相談を商工会等と連携しながら実施する。

＜農業＞

国、道等の各種助成制度を活用しながら、農業協同組合等の関係機関と町が連携し、生産基盤の整備や支援体制の強化等を行う。

＜林業＞

国、道等の各種助成制度を活用しながら、森林組合等の関係機関と町が連携し国有林、民有林が一体となった流域管理を推進するために、幹線林道の整備を図り、併せて合理的な山林内道路網の計画的な整備を促進する。

＜水産業＞

国、道等の各種助成制度を活用しながら、漁業協同組合等の関係機関と町が連携し、漁港の整備や養殖事業の推進を図る。

＜担い手対策＞

地域産業担い手対策連絡協議会を通じて、担い手の確保及び育成を図る。

＜商工業＞

商工会、観光協会及びしりうち観光推進機構と連携し、地域商業の販売力強化及び雇用の創出、特産品を活用した商業の推進等の取組を実施する。

＜観光業＞

商工会、観光協会及びしりうち観光推進機構と連携し、知内町の魅力を発信し交流人口の増加に取り組むとともに、地域の基幹産業である農林漁業と連携を深め、体験観光や交流観光を推進していく。

＜その他＞

産業振興に向けた地域の課題解決のため、北海道をはじめ他市町村や関係機関と連携した取組について検討・実施する。

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

4　地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、先進的技術や機器は目まぐるしい発展を遂げ、近い将来は多様な分野で AI や IoT が普及することにより、新たな価値や産業が社会にもたされると言われている。

本町では、早い段階から地域情報通信基盤整備のため、町内全域に光ファイバー網を整備し、情報化社会に対応した環境づくりを進めてきたところである。

今後、人口減少や少子高齢化が進むなかでも、新たな社会（Society5.0）の到来や住民ニーズの多様化に対応していくため、暮らしや産業、医療、行政などに未来の技術の導入やデジタル技術の推進を図り、地域特性を活かしたデジタルトランスフォーメーションに向けた取組を進める必要がある。

(2) その対策

①新たな社会「Society5.0」の到来に向けた、地域特性に即した先進的技術「IoT や AI など」の在り方について検討を図る。

②マイナンバーカードの普及促進に向けた取組の推進を図る。

③「しりうちスマート構想」の実現に向けた取組の推進を図る。

④ICT を駆使した防災無線などの活用を促進する。

⑤キャッシュレス化やデジタル化に向けた取組の推進を図る。

⑥光ケーブルによる高速情報通信基盤の適切な維持管理を図る。

⑦GIGA スクール構想に向けた機器整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
３地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	無線LAN拡張事業	知内町	

(4) 目標

新たな社会（Society5.0）の到来や住民ニーズの多様化に対応していくため、暮らしや産業、医療、行政などに未来の技術の導入やデジタル技術の推進を図り、地域特性を活かしたデジタルトランスフォーメーションに向けた取組を推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

5　交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア　道路

本町の主要幹線道路である国道２２８号は総延長 18 kmであり全線改良舗装済みであるが、産業経済の発展に伴う自動車等の普及拡大による交通量の増加、車両等の大型化等を考慮した場合、交通安全施設（歩道設置、道路照明設置等）の整備の促進と、冬期間における歩車道の除排雪対策のなお一層の充実が強く望まれている。また、現在道路整備が進められている高規格道路「函館・江差自動車道」の早期供用開始や地域高規格道路「松前半島道路」の調査促進及び早期着手に向け取組を強化していかなければならない。

国道と主要集落を結ぶ道道は 2 路線 19.7 kmであり、「湯の里渡島知内停車場線」は全線改良舗装済みである。「小谷石渡島知内停車場線」についても、小谷石～涌元間約 1.3

km区間の急カーブ解消、落石防止対策、高波対策等を含めた整備が進められた結果、小谷石～本町間の通行の円滑化や通行の安全確保上、状況は著しく改善している。しかし本町地区と小谷石地区を結ぶ唯一の路線である本路線は、津軽海峡に面して背後に急傾斜地が連なり、大雨時には通行止めとなり、また高波発生時には道路に越波する等の状況が発生することから、今後も引き続き通行の安全確保等必要な対策が求められている。

集落間を結ぶ町道は139路線総延長117.4kmと、町内道路の大半を占め産業の振興、生活基盤の安定等重要な役割を担っており、舗装率も令和2年3月末で 69.3%と全道平均を大きく上回っているが、今後とも計画的に整備促進を図る必要がある。

イ　交通

本町における公共交通は、平成26年3月のJR知内駅の廃止により、函館バス株式会社が運営する路線バス（地域幹線系統）が唯一の公共交通機関である。

路線バスだけではカバーできない交通空白地帯の解消と高齢者をはじめとする交通弱者等の生活交通路線を確保し、買い物等の生活利便性の向上を図ることを目的に、令和元年5月より町内全域を対象とした自家用有償運送による本格運行を開始しており、今後持続可能な地域公共交通として確立させるための対策が必要である。

また、近年、高齢者の自動車運転事故が増加傾向になっていることから、高齢者免許返納の促進や高齢者の安全運転の確保に向けた取組が必要となっている。

ウ　河川

本町では、北海道が管理する知内川をはじめとする2級河川が4水系ある。

また、町が管理する準用河川6水系及び普通河川が存在している。現在、洪水及び浸水被害対策として2級河川の中の川改修工事を着手しており、知内川等においても樹木伐採や堆積土砂の掘削、土砂災害防止に向けて山栗川と外記川の砂防工事も進められつつあるが、高波等により森越川や股瀬川の河口閉塞による浸水被害が度々発生している。

そのため、国や北海道には継続して河川整備の要望を図るとともに、適切な河川環境の維持管理に向けて取組を図る必要がある。

(2) その対策

ア　道路

①国道２２８号線における通行の安全確保から、中ノ川地区における高波対策検討と除排雪対策の促進を要望する。

②地域高規格道路「松前半島道路」の早期整備を要望する。

③函館江差自動車道木古内～江差間の調査促進及び早期着手に向けた要望をする。

④道道小谷石渡島知内停車場線の交通安全の確保を要望する。

⑤町道の交通量の変化や施設の建設に対応した通行の安全対策と交通安全施設の整備を図る。

⑥基幹的農道の整備を要望する。

⑦町道における冬期間の安全・安心な暮らしの確保に向け、きめ細かな除雪作業を始めとする維持管理に努める。

⑧橋梁長寿命化計画を始めとする各種計画に則り、老朽化した施設の更新及び修繕を図り、国及び北海道と協調し安全対策を講ずる。

⑨サンナス橋の架替に伴い、道路線形の局所改良と国道２２８号線の代替路線とし町道元町中の川線延伸工事を実施する。

イ　交通

①高齢者をはじめとした交通弱者の生活利便性の向上を図るため、デマンドバスを活用した交通支援策の継続的な実施や公共交通の充実化に向けた要望などを進める。

②次世代モビリティサービス（Maas など）に向けた情報収集や検討・実証などを進める。

③高齢者の安全運転に向けた取組や整備の促進を図る。

ウ　河川

①２級河川中の川・サンナス川は事業が着手され、国道橋架替工事実施中であるが豪雨に対応すべく、北海道に事業進捗を要望する。

②２級河川知内川では河川改修後長年経過し、土砂等の堆積により河積が確保されていない区間があり、また森越川においては河口閉塞対策の導流提完了が計画より遅れており、早期の完成と適切な維持管理を要望する。

③土石流対策としての外記川・山栗川・股瀬川の砂防工事の早期完成を北海道に要望する。

④町が管理する新重内川を始めとする河川においても、豪雨に対応するべく河道内に堆積した土砂等除去を計画的に進める。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
４交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道各路線舗装補修工事	知内町	
		町道知内駅停車場線舗装補修工事	知内町	
		町道元町線舗装補修工事	知内町	
		町道元町中の川線延伸工事	知内町	
	橋りょう	向上雷橋修繕工事　L=229m	知内町	
		股瀬第2号橋補修工事　L=14.0m	知内町	
		サンナス橋架替工事　L=25.8m	知内町	
		山栗橋補修工事　L=18.5m	知内町	
		上馬橋架替工事　L=7.0m	知内町	
		準用河川新重内川河道掘削工事	知内町	
		普通河川馬橋川河道掘削工事	知内町	
		普通河川中東菜川河道内立木除去工事	知内町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械更新事業	知内町	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業	橋梁点検	知内町	

(4) 目標

ア　道路

国道及び道道、並びに町道の安全・安心の確保や利便性の向上に向けた取組の推進を図る。

イ　交通

高齢者をはじめとする交通弱者の交通手段の充実化を図り、暮らしの満足度向上に向けた取組の推進を図る。

ウ　河川

洪水・浸水被害対策に向けて国や北海道に継続して要望を図るとともに、適切な河川環境の維持管理に向けた取組の推進を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

6　生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア　水道施設

昭和 36 年に知内町簡易水道が創設後、2 度の給水区域拡張により、昭和 54 年に上水道事業へ認可変更を実施。これまで計 4 度の拡張工事を実施しており、現在、水道施設は上水道 1 系統、簡易水道 2 系統で整備し、無水地区を解消している。

今後の人口減少に伴う、給水人口、水需要の減少に伴い、料金収入が減少していく中、災害対策も視野に入れながら老朽化していく施設を更新し続け、安定した給水を確保するため対策を進める必要がある。

イ　下水道施設

下水道事業としては、平成 8 年度より着手した公共下水道事業が平成 19 年度に工事が完了し、農業集落排水事業が平成 11 年度着手、平成 15 年度に工事を完了して整備計画の全区域が供用開始されている。また、計画区域外となっている地域は、平成 14 年度から町の補助金交付制度を制定し、浄化槽の設置促進を図っている。

公共下水道処理場等の各施設については、常に適正な管理に努め、施設の維持保全を図るとともに、施設機器・設備の劣化状況、耐用年数等を精査し修理・更新による長寿命化を図る必要がある。

ウ　環境衛生施設

ゴミの処理については、平成 14 年 12 月のダイオキシン規制に対応した可燃一般廃棄物の焼却施設を渡島廃棄物処理広域連合として整備し、北斗市に「クリーンおしま」、中継基地 3 箇所を設置し、渡島管内 1 市 9 町で平成 15 年 4 月から共同処理を実施している。しかし、ゴミの分別化は未だ徹底されておらず、なお一層の住民啓発に努めなければならない。同時に資源ゴミの回収率を高め、ゴミの減量化をより一層推進する必要がある。また、ゴミの不法投棄は後を断つことがなく住民意識の高揚を図るとともに関係機関との連携を密にし、悪質な不法投棄者には厳しい姿勢で対応していかなければならない。

エ　消防施設

昭和 47 年に松前・福島・知内・木古内の 4 町による渡島西部広域事務組合が設立、本町には知内消防署が設置され、常備消防体制がとられ、互いの消防機能が補完し合う組織化の推進により消防力が一層強化された。今後は、それらの消防施設及び機材の適正更新と消防水利等計画的な整備の他、老朽化に伴う消防署庁舎の計画的な維持・補修

も必要となっている。

オ　公営住宅

本町の公営住宅は、11 団地 224 戸を有し一応の需要を満たしているが、既存公営住宅の適切な維持管理を図りつつ、老朽化した住宅の解体や町民ニーズに応じた建替等を検討する必要がある。

(2) その対策

ア　水道施設

①老朽化施設の適正な維持管理と計画的な施設・設備の改良・更新を図る。

②老朽管の計画的な改良・更新と耐震化を図る。

③配水管のループ化を計画、実施する。

④持続可能・安全安心な水道事業を目指し、PDCA サイクルに基づいた水道ビジョン及び水道 BCP の見直しを行う。

イ　下水道施設

①公共下水道事業の加入促進を図る。

②農業集落排水事業の加入促進を図る。

③下水道処理区域外住民の浄化槽整備を促進する。

④施設・設備を計画的に改良・更新を行い、長寿命化を図る。

⑤持続可能な下水道事業を目指し、下水道ビジョンの策定及び下水道 BCP の見直しを行う。

⑥下水道区域内家庭へ生ゴミ処理のためのディスポーザー導入に向け検討、実施を行う。

ウ　環境衛生施設

①一般廃棄物の分別化の徹底に努める。

②資源有限時代に対応した資源ゴミの回収率を高める。

③一般廃棄物の減量化に努める。

④不法投棄防止対策のため住民意識の高揚に努める。

⑤資源ゴミの適切な保管に向け、施設改良を図る。

エ　消防施設

①消防施設及び機材の適正な更新及び消防水利の整備を図る。

②消防署庁舎や車庫、機材庫を計画的に維持・補修する。

③大規模災害などに対応するための高性能消防車両等の整備を図る。

④新型コロナウイルス感染症の感染患者及び隊員の安全確保に向けた機器整備や体制を図る。

オ　公営住宅

①既存公営住宅については、知内町公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な維持管理を図る。

②住民ニーズに応じた新たな公営住宅の建設を検討・整備を行う。

③老朽化した公営住宅については、知内町公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に除却を行う。

(3)計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
５生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道管路更新耐震化事業	知内町	
		浄水場施設改修工事	知内町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	知内町クリーンセンター外 改築更新実施設計業務委託	知内町	
		知内町クリーンセンター改修工事	知内町	
		湯ノ里クリーンセンター改修工事	知内町	
	(5)消防施設	消防庁舎改修事業	知内町	
		消火栓更新	知内町	
		消防ポンプ自動車更新事業	渡島西部 広域事務組合	

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		消防車輛整備・更新事業	知内町	
		救急体制整備	知内町	
		庁舎内防災対策に係る機器移設事業	知内町	
		公衆無線ＬＡＮ整備事業	知内町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	公共下水道事業・農業集落排水施設整備事業の公営企業法適用事業	知内町	
		渡島西部広域事務組合負担金	渡島西部 広域事務組合	
		渡島廃棄物処理施設整備負担金	渡島廃棄物 処理広域連合	

(4)目標

ア　水道施設

老朽化した水道管の更新や浄水場の施設改修等を行い、安全で安心な水道水の供給を行う。

イ　下水道施設

老朽化した下水道管の更新やクリーンセンターの施設改修等を行うとともに、下水道処理区域外の住民の浄化槽の整備の促進を図る。

ウ　環境衛生施設

ゴミ処理分別の意識醸成を図り、適正なゴミ処理の促進を図るとともに、渡島廃棄物処理施設の適正な維持管理を図る。

エ　消防施設

重傷者などの円滑な緊急搬送や大規模災害等に対応するため、計画的な施設改修や車両等の更新を行い、住民の暮らしの安全・安心を確保する。

オ　公営住宅

知内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理の推進により公営住宅の長寿命化を図るとともに、老朽化した公営住宅の計画的な除却を実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア　子育て環境の確保

本町では、これまで子育て環境の向上を図るため、医療費無償化や給食費の無償化、出産通院支援、子育て相談体制など様々な支援や取組を推進してきたものの、社会・経済情勢の変化や晩婚化などにより出生数の低下や年少人口の減少が続いている。

また、時代の著しい変化や保護者ニーズの多様化などから、これまで以上に子育て環境はより一層重要となってくる。

今後も少子化は更に深刻化することが見込まれていることから、子どもや学校、保護者、地域、関係機関、町とより一層の連携や調整を図り、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制や子育て環境の向上に向けた取組が必要となっている。

イ　高齢者の保健・福祉

本町の高齢化率は、我が国と同様に上昇を続けており、今後更なる上昇が見込まれている。

こうした高齢化の進行により、高齢化単独世帯に伴う見守り体制の強化や高齢者の生きがいづくり、買い物弱者対策などの生活利便性の向上に向けた取組が必要となっている。

今後も高齢者が健康で、生きがいを持ち、安心していつまでも住み慣れた地域で暮らせるように「一人ひとりが笑顔であふれ心豊かにぬくもりのあるまち」を目指して、必要な高齢者福祉サービスの提供や支援、活躍の場の創出を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症や生活習慣病を起因とした疾病の重症化対策を講じるために、自ら予防策を講じることや健康寿命延伸に向けた取組を図るとともに、各種ワクチン接種や予防接種、各種運動・予防教室などについて積極的かつ継続的に実施する必要がある。

ウ　障がい者の福祉

本町では、これまで障がいのある方に地域生活支援事業や自立支援給付などのほか、就労機会の拡大や社会参加の促進などを行ってきた。

今後も障がいのある方が希望や目標をもって住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けるまちづくりの推進を図るため、障がい者のより一層の福祉サービスの充実化を図るとともに、障がい者が地域で活躍する場の創出や地域住民との交流の場を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア　子育て環境の確保。

①妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援対策の推進を図る。

②各種予防接種の促進を図る。

③子育て世代の負担軽減に向けた取組の推進を図る。

イ　高齢者の保健・福祉

①高齢者の生きがいづくりに向けた取組の推進を図る。

②健康寿命の延伸に向けた各種教室を実施する。

③高齢者が活躍する場の創出に向けた取組の推進を図る。

④高齢者単身世帯向けの各種支援策の推進や見守り体制の強化を図る。

⑤高齢者グループホームの施設整備に向けた取組を推進する。

⑥高齢者の生活利便性の向上に向けた取組の推進を図る。

ウ　障がい者の福祉

①ノーマライゼーションに向けた取組の推進を図る。

②障がい者の活躍の場の創出に向けた取組の推進を図る。

③障がい者グループホームの施設整備の向けた取組を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
６子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	しりうち認定こども園（仮称）建設事業	知内町	
	(3)高齢者福祉施設 その他	福祉バス更新事業	知内町	
	(5)障害者福祉施設 障害者支援施設	社会福祉施設整備支援事業	知内町	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	子育て支援交付金支給事業	知内町	
		子ども医療費助成事業	知内町	
		知内町認定こども園給食費補助事業	知内町	
		重度心身障害者医療給付事業	知内町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	知内町	

(4) 目標

ア　子育て環境の確保

妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援策を図り、子育て環境の向上に向けた取組の推進を図る。

イ　高齢者の保健・福祉

高齢者の生きがいや健康寿命の延伸に向けた取組の推進を図るとともに、高齢者が安心して暮らし続ける環境に向けた取組の促進を図る。

ウ　障がい者の福祉

障がいのある方が希望や目標をもって住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくりの推進を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

8　教育の振興

(1) 現況と問題点

ア　幼児教育

本町の幼児教育は、施設の老朽化や少子化に伴う園児の著しい減少により、町立幼稚園と民間保育園の統合を図り、民間ノウハウを取り入れ「教育環境と保育環境」の両面の向上を図ることを目的に「公私連携幼保連携型子ども園」を令和 4 年 4 月に開設する。未来を担う子ども達が元気で健康に成長する環境づくりに向けて、地域や行政、関係機関、保護者が一体となって地域ぐるみの取組が必要である。

イ　義務教育

本町の義務教育施設は、小学校 2 校、中学校 1 校の 3 校体制となっている。児童、生徒達は、地域の住民に見守られ、徒歩や自転車、スクールバスなどに乗車して元気に健康で安全に通学している。

しかし、近年、郊外部における少子化は加速していることから、これまで統合に向けて児童や保護者、地域と議論を交わし、令和 4 年度には湯ノ里小学校、令和 6 年度には涌元小学校が知内小学校へ統合することが決定している。

今後は、児童の充実した通学手段の確保を図りつつ、新たな教育環境の構築に向けて取組を進める必要がある。

中学校については、「知内中学校」の 1 校体制となっているが、更なる充実した教育環境を図り、豊かな感性と知性を培い、多様化する社会に立ち向かう教育・部活動の推進が必要である。

ウ　高等学校

知内高等学校は、昭和 56 年に全日制普通科へ移行して、これまで町立高等学校としての特色ある教育や魅力ある支援などを進めてきた。しかし、少子化の進行や町外高校への進学により、町内から知内高等学校に通学する生徒は年々減少傾向となっている。

一方、野球や陸上などのスポーツ環境の充実や通学支援、各種検定・資格取得支援をはじめとする各種支援制度、国際社会の対応に向けた海外研修旅行や短期留学等、充実した学生生活を送るための青少年交流センターの完備により、町外から通学する生徒は年々増加傾向となっている。

今後は、地域実情を考慮しながら 2 間口の維持に向けた施策や教育環境の整備など、様々な在り方について議論を進めつつ、更なる魅力ある学校づくりに向けて取組を進める必要がある。

エ　社会教育

本町の社会教育では、昭和 56 年に建設された学びの拠点「知内町中央公民館」を中心に、芸術・文化や図書室の利用促進を図るとともに、幅広い年代を対象とした地域学習拠点として「知内町郷土資料館」、町民の健康や体力づくりとともにスポーツ振興の拠点として「スポーツセンター」や「第 1 町民プール（遊泳館）」など、生涯学習施設で学びの機会を提供し、その成果を活かす活動を進めてきた。

しかし、近年では、少子高齢化や核家族化が進むとともに、社会情勢の変化に伴う家庭や地域環境の変化により社会教育を取り巻く環境は大きく変化している。

そのため、多様化するニーズや時代の変化に向けて、町民一人ひとりが社会の変化や課題に積極的かつ柔軟に対応できる能力を培い、生き生きと学びつづける生涯学習社会の実現に向けた取組が必要である。

オ　集会施設

本町では、13 の町内会で各コミュニティが形成されており、これまで地域の特性に応じた祭典行事や清掃活動、更には自主防災組織の設立や避難訓練などが自主的かつ活発的に行われてきたが、近年では、少子高齢化や地域住民間のコミュニティ意識の低下、活動のマンネリ化などにより活動意識が低下してきている。

そのため、地域の住民同士の親睦を深めながら、活動意欲の高揚に向けて、取組を進める必要がある。

また、これら活動の拠点となる地域集会施設は経年による老朽化が進んでいるため、計画的に維持・補修や更新、解体を進める必要がある。

(2) その対策

ア　幼児教育

①公私連携幼保連携型子ども園「しりうち認定こども園」を開設して、運営法人と連携を図りながら、保育環境と教育環境の向上に向けた取組を推進する。

イ　義務教育

①「涌元小学校」を「知内小学校」へ統合に向けた議論を進める。

②多様化する社会に対応する教育の推進を図る。

③恵まれた運動・教育環境に向けた取組の推進を図る。

④安心・安全な給食の配食に向けた取組の推進を図る。

ウ　高等学校

①町立知内高等学校の魅力化に向けた取組の推進を図る。
②町立知内高等学校の定員確保に向けた取組の推進を図る。
③青少年交流センターの適切な維持管理を図る。

エ　社会教育

①文化・スポーツ合宿の誘致を図る。
②社会教育に必要な施設の適切な維持管理を図る。
③生涯学習に向けた取組の推進を図る。

オ　集会施設

①計画的に老朽化した施設の補修や解体、新築を行う。
②避難所機能の確保に向けた備品や消耗品等の整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	知内高校長寿命化事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		知内中学校校舎改修事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		知内中学校屋内体育館改修事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		湯ノ里小学校改修事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		涌元小学校改修事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		知内小学校空調設備設置事業	知内町	
		知内中学校空調設備設置事業	知内町	
	寄宿舎	青少年交流センター生活環境整備事業	知内町	

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
	スクールバス・ボート 給食施設	知内町青少年交流センター涌元棟整備事業	知内町	
		スクールバス車庫改修事業	知内町	
		学校給食センター改修事業	知内町	
		学校給食センター厨房機器更新事業	知内町	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	湯ノ里町内会館移転改修工事	知内町	
		スポーツセンター改修事業 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		第一町民プール整備 （公共施設長寿命化計画）	知内町	
		第一町民体育館整備事業	知内町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校給食支援事業	知内町	
	高等学校 生涯学習・スポーツ	知内高等学校資格取得等支援事業	知内町	
		知内高等学校海外研修助成事業	知内町	
		知内高校バス通学生徒交通費助成	知内町	
		文化・スポーツ振興事業	知内町	
		文化スポーツ合宿誘致事業	知内町	

(4) 目標

地域実情に即して計画的な施設配置や遊休施設の有効活用を図るとともに、地域の特色を最大限生かした魅力ある学校づくりや地域づくりを地域一体となって推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。

施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口 1 人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

9　再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

現在、温室効果ガスの排出を起因とする地球温暖化は喫緊の課題となっており、各地では環境問題に対する意識は高まりつつある。

本町においても、これまで豊かな森林資源を有効活用して、公共施設に木質バイオマスボイラーの導入や広大な土地を利用して大規模太陽光発電を誘致するなど、再生可能エネルギーの導入を促進してきたところである。

今後は、令和 4 年 3 月に宣言した「しりうちゼロカーボンシティ」の実現に向けて、これまで以上に町民、事業者、行政が一体となって、取組を進める必要がある。

(2) その対策

①公共施設や事業所、一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ化に向けた機器等の導入促進を図る。

②資源循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。

③環境問題に関する普及啓発を図る。

④計画的かつ持続的な森林整備を図り、森林資源の有効活用や二酸化炭素吸収量を確保する。

(3)計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
11　再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	知内高校木質バイオマスボイラー導入工事実施設計	知内町
		V2Bシステム導入事業のうちソーラーカーポート等導入事業	知内町

(4) 目標

町民、事業者、行政が連携を強化し、地域一丸となって脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進め、地域の環境負荷の低減、地域経済の循環、地域の活性化を通じて持続的な発展を目指す。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の長寿命化を図りつつ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、複合化、規模縮小を進め、人口動向や人口構造の変化等に応じた施設の適正配置を図る。
施設分類毎の基本的考え方は以下のとおりとする。

社会教育系施設・子育て支援施設・保健・福祉施設・供給処理施設

町民にとって今後、特に重要な施設として位置づけ、現状の規模を維持していくことを基本とし、必要に応じて増強することを検討する。

学校教育系施設

平成 27 年時点の年少人口１人当たりの施設規模をベースに、年少人口の推移に合わせて施設規模の適正化を図る。

また、学校については原則、地域の活動拠点として、規模縮小の過程で発生する余剰スペースに、コミュニティ施設等の機能を集約し、複合化を図ることや、他公共施設への用途変更を行うことで、施設としての魅力度アップ・サービスの質や快適性の向上に努め、維持することとする。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	過疎地域持続的 発展特別事業	**地域産業担い手対策事業** （町内産業従事者と連携を図り、担い手対策に取り組むことで地域産業の新たな担い手の確保を図る）	知内町	
２産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	**基幹水利施設管理事業（知内ダム維持管理）** （農業用水の安定供給及び地域の防災機能の強化を図るため、農業用基幹水利施設である知内ダムを適正に管理する）	知内町	
		ニラ共同調整包装施設利用助成事業 （ニラ共同調整包装施設の整備や管理作業省力化栽培体系の導入により、労働効率が向上し、作付面積の拡大、品質向上を図る）	知内町 ニラ生産組合	
		森林整備対策事業 （森林整備を行う森林所有者等への支援による森林整備の促進を図る）	知内町	
		買い物利便性向上対策事業 （スーパーマーケット店舗の知内町への出店・営業を促し、町民の生活利便性の向上を図ることを目的とするもの）	知内町	
３地域における情報化	過疎地域持続的 発展特別事業	**無線LAN拡張事業** （公共施設へ公衆無線LAN環境を整備し、情報アクセスへの利便性を高めることにより町民生活の向上を図る）	知内町	
４交通施設の整備、 交通手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	**橋梁点検** （増大する高齢化橋梁に対して、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するための適切な橋梁管理）	知内町	
５生活環境の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	**公共下水道事業・農業集落排水施設整備事業の 公営企業法適用事業** （将来にわたって持続可能な経営を確保するために、経営基盤の強化を図る）	知内町	
		渡島西部広域事務組合負担金 （渡島西部広域事務組合の適正な運営、維持を図る）	渡島西部 広域事務組合	
		渡島廃棄物処理施設整備負担金 （渡島廃棄物処理広域連合の適正な運営・維持を図る）	渡島廃棄物 処理広域連合	
６子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	過疎地域持続的 発展特別事業	**子育て支援交付金支給事業** （出生時の健康と健やかな成長を願うとともに交通安全対策の推進を目的として保護者へ支給）	知内町	
		子ども医療費助成事業 （高等学校卒業までの医療費の助成により、疾病の早期診断と早期治療を促進し、保険の向上と福祉の増進を図る）	知内町	
		知内町認定こども園給食費補助事業 （保護者の経済的負担の軽減し子育て環境の向上や少子化対策、転出を抑制し転入・定住を促進する）	知内町	
		重度心身障害者医療給付事業 （重度心身障害者の保健の向上や福祉の増進を図る）	知内町	
		ひとり親家庭等医療費助成事業 （ひとり親家庭等の親及び児童の保健の向上や福祉の増進を図る）	知内町	

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	**学校給食支援事業** （保護者の経済的負担の軽減し子育て環境の向上や少子化対策、転出を抑制し転入・定住を促進する）	知内町	
		知内高等学校資格取得等支援事業 （生徒が各種資格検定を受験する際の検定料等を助成し、特色ある学校づくりを推進する）	知内町	
		知内高等学校海外研修助成事業 （国際理解・国際交流の促進、外国語教育の充実を図ることを目的とした海外研修事業の経費の一部を助成するもの）	知内町	
		知内高校バス通学生徒交通費助成 （知内高等学校へ通学する保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公共交通機関の利用を促進することを目的に通学費を補助するもの）	知内町	
		文化・スポーツ振興事業 （文化・スポーツの振興に寄与すると認められる事業に対する支援）	知内町	
		文化スポーツ合宿誘致事業 （文化・スポーツ合宿等の促進により交流人口の拡大を図る）	知内町	